

警察本部における随意契約の実績 (令和6年度4 / 四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	総務課	被留置者賄請負 業務契約	令和7年 3月25日	2,494,901	個人につき非公表	個人につき非公表	令第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式による契約	
2	警務課	沖縄県警察法規 データベースシス テム賃貸借契約 (再リース)	令和6年 9月30日	2,387,880	株式会社クレストック	静岡県浜松市中央区東 三方町69	令第167条の2 第1項第2号	契約の性質・目的が競争入札に適しないとき	特命随意 契約(長期 継続契約)
3	警務課	沖縄県警察被服・ 装備資機材・拳銃 等管理システム一 式の賃貸借契約 (再リース)	令和7年 3月24日	4,134,240	沖電グローバルシステム ズ株式会社	沖縄県那覇市古島1- 15-10	令第167条の2 第1項第2号	新規更新より再リースの方が安価であるため。	特命随意 契約
4	会計課	警察本部庁舎中 央監視制御設備 等保守管理業務	令和7年 3月28日	28,050,000	ヤシマ工業株式会社	沖縄県那覇市久米2丁目 16番25号	令第167条の2 第1項第2号	警察本部庁舎の中央監視制御機器メーカーの 県内唯一の特約店であり、機器及び保守管理 を受託できる業者が他にいないため。	特命随意 契約
5	科学捜査研 究所	「液体クロマトグラ フタンデム質量分 析装置LTQ XL」 の保守点検委託	令和7年 3月18日	2,574,000	西川計測株式会社 沖縄営業所	沖縄県那覇市久茂地1丁 目12番12号	令第167条の2 第1項第2号	本装置の点検整備及び故障修理対応には特別 な知識・技術が必要であるため、製造元であ るサーモフィッシャーサイエンティフィック株 式会社の代理店である西川計測株式会社が本 装置の点検・整備業務の窓口となっていること から、同社を契約の相手方とした。	特命随意 契約(長期 継続契約)
6	交通規制課	交通情報提供事 務委託契約書	令和7年 3月24日	16,436,640	公益財団法人 日本道路 交通情報センター	東京都千代田区飯田橋 1-5-10	令第167条の2 第1項第2号	道路交通法第109条の2の第2項及び道路交 通法施行規則第38条の7第2項の規定に基づ き資格審査を実施した結果、同法人を認定し、 他に認定した法人はいないため。	
7	交通規制課	道路使用許可調 査事務委託	令和7年 3月21日	1,650,660	公益財団法人沖縄県交 通安全協会連合会	沖縄県豊見城市豊崎3番 地57	令第167条の2 第1項第2号	道路交通法第108条の31に基づき、道路使用 許可調査事務を適正かつ確実に行うことがで きると認められた沖縄県に唯一の交通安全活 動推進センターとして指定されているため。	特命随意 契約
8	交通規制課	OSSネットワーク 回線契約	令和7年 3月13日	4,135,560	OTNet株式会社	沖縄県那覇市松山1丁目 2番1号 沖縄セルラービ ル3F	令第167条の2 第1項第2号	OSSシステムの回線はOTNet株式会社が敷 設した回線であり、他社が使用する事が出来 ないため。	特命随意 契約

警察本部における随意契約の実績 (令和6年度4 / 四半期分)

単位: 円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	交通規制課	「マルチペイメントネットワーク共同利用センター」サービス提供契約	令和7年3月21日	2,989,915	株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲3丁目3号	令第167条の2第1項第2号	県警察が導入しているシステムと民間事業者が提供するMPM通信サーバの連携を実現させるためにはアプリケーションが必要である。平成29年10月2日の運用開始以来、県警察が導入しているシステムで標準サポートしているアプリケーションは、前記指名業者が提供する「収納共同利用センターPufure」だけであり、一者指名するもの。	特命随意契約
10	運転免許課	沖縄県警察講習管理システム接続サービス	令和7年2月21日	3,218,160	西日本電信電話株式会社	沖縄県浦添市城間4丁目35番1号	令第167条の2第1項第2号	講習管理システムにおける回線サービスを継続して契約することにより、回線工事費や設置作業費の費用を要しないこと、回線使用料も新規導入に比べ、格安に使用できることから、指名業者と再リース契約を締結したものの。	特命随意契約
11	運転免許課	ICカード免許証作成装置一式保守委託	令和7年3月25日	6,864,000	株式会社DNPアイディーシステム	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号	令第167条の2第1項第2号	当該装置は、DNPアイディーシステム製を使用しており保守管理マニュアルが他業者へ提供されていない。そのため緊急を要するトラブル等への即時対応が他業者ではできないことから当該業者を選定したものの。	特命随意契約
12	警備第二課	A109E型「なんぷう」ヘリコプター用機体部品(フィルター他11点)の購入について	令和7年2月12日	4,293,652	兼松株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー	令第167条の2第1項第2号	日本国内において同部品の修理を取り扱っているのは、A109E型の輸入代理店である兼松株式会社 だけであるため。	特命随意契約
13	警備第二課	A109E型「なんぷう」ヘリコプター用機体部品(パーティカル・ジャイロ他1点)の購入について	令和7年3月6日	35,946,137	兼松株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー	令第167条の2第1項第2号	日本国内において同部品の修理を取り扱っているのは、A109E型の輸入代理店である兼松株式会社 だけであるため。	特命随意契約
14	警備第二課	警察用航空機「しまもり」に係る航空保険の更新について	令和7年3月25日	1,046,600	株式会社たいよう共済	沖縄県那覇市松尾1丁目19番1号(合人社沖縄県庁前アネクス10階)	令第167条の2第1項第2号	航空保険プール制度及び警察関係の保険契約については「たいよう共済」が代理店となっており、仮に、申込み等を直接保険会社に行った場合であっても、保険証書の申込みや発行等は、最終的に「たいよう共済」の窓口を通して手続きを行うこととなるため。	特命随意契約

警察本部における随意契約の実績 (令和6年度4 / 四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	警備第二課	AW139「しまもり」 ヘリコプター用機 体部品 (SWITCH,PUSH他 23点)の購入	令和7年 2月12日	16,657,795	三井物産エアロスペース 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番2号	令第167条の2 第1項第2号	日本国内において同部品の修理を取り扱っているのは、AW139型の輸入代理店である三井物産エアロスペース株式会社 だけであるため。	特命随意 契約
16	警察学校	沖縄県警察学校 給食業務委託	令和7年 3月13日	8,030,000	豊上商会	沖縄県豊見城市字上田5 46-2	令第167条の2 第1項第8号	一般競争入札により広く希望者(企業)を募ったが1社のみ応募であった。競争入札に付した結果落札者がなく、再度の入札でも落札者がなかったため参加した1社と随意契約を締結した。	
17	豊見城警察署	被留置者賄い請 負契約	令和7年 3月25日	3,888,576	個人につき非公表	個人につき非公表	令第167条の2 第1項第2号	被留置者の賄い請負(給食)は、安価な契約をするよりも、国の示した基準額(約419円)で創意工夫した内容によって契約することが、被留置者の人権に配慮した給食を提供できるものと考え、プロポーザル方式による公募を行った。 公募の結果、1者から申し込みがあり、企画提案内容等を審査基準に照らし、審査したうえで、契約相手として適切であると判断した。	
18	糸満警察署	被留置者給食業 務(単価契約)	令和7年 3月28日	2,497,414	個人につき非公表	個人につき非公表	令第167条の2 第1項第8号	被留置者に対する賄い提供を請負う業者について、一般競争入札の公告により業者を募ったが、入札に参加する者がなく不調となったため、昨年度、給食弁当供給業務委託契約を締結した業者と一者随契したものの。	
19	与那原警察署	庁舎清掃業務委 託	令和7年 3月14日	2,178,000	有限会社沖翔クリーン	沖縄県那覇市曙2丁目8 番18号	令第167条の2 第1項第8号	再々度の入札に付したが、落札者がいなかったため。	
20	浦添警察署	被留置者賄い請 負	令和7年 3月28日	4,264,018	頭にケチャップ株式会社	沖縄県宜野湾市伊佐3丁 目23番15-201号	令第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案の評価が高かったため、契約の相手方として選定した。	
21	沖縄警察署	被留置者賄い請 負契約	令和7年 3月26日	8,999,958	個人につき非公表	個人につき非公表	令第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の応募者の提案は当署が要望している基準も満たし評価が高く、総合得点でも高得点であったため、契約の相手方として選定した。	